

## 激甚災害により罹災された教習生の皆様へ

当校では教習生ご本人又はご家族がお住まいの住居が当社指定の激甚災害により、直接被害を受け、各市町村が発行する「罹災（りさい）証明書」の交付を受けた方に対し、支援活動の一環として教習料金の一部免除制度を設けております。

対象となる免許種別は普通運転免許及び準中型免許（所持免許無しに限る）で、年齢等の制限はありません。また、別居であっても「罹災証明書」を受けた方と教習生の方が生計を一にしている場合は制度の対象となります。

制度の適用を受ける為に必要な書類や申請方法等についてのお問い合わせ、自分が制度の対象者かどうかのご確認、その他ご不明な点に関してはお気軽に窓口までお問い合わせ下さい。

### 当社指定の激甚災害

1. 令和6年能登半島地震  
（指定：令和6年1月11日 支援期間：令和9年3月31日まで）
2. 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害  
※上記豪雨とは、梅雨前線によるもの  
（指定：令和6年9月11日 支援期間：令和10年3月31日まで）
3. 岩手県大船渡市の林野火災による災害  
（指定：令和7年3月28日 支援期間：令和10年3月31日まで）

弘前・青森・八戸・浪岡モータースクール 校長